

令和7年度 事業計画書

目 次

[使命（基本理念）・経営理念・組織経営方針]・・・・・・・・・・	1 頁
1、基本方針・重点目標・・・・・・・・・・	2 頁
2、社会福祉法人の運営・管理・・・・・・・・・・	3 頁
3、社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業・・・・・・・・	4 頁
4、介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業・・・・・・・・	11 頁
5、公益を目的とする事業・・・・・・・・・・	15 頁
6、収益を目的とする事業・・・・・・・・・・	16 頁
7、その他・・・・・・・・・・	17 頁

□この事業計画書では主に予算書の事業区分ごとの序列に沿って計画の概要を示しております

社会福祉
法 人

飯豊町社会福祉協議会

○使命(基本理念)

飯豊町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として

「だれもが孤立せず お互いに支え合う地域共生社会の実現」

を推進することを使命とします。

○経営理念

1 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体や福祉サービス提供事業者など、地域の団体・組織の相互理解と協働によって住民参加型の福祉社会を実現する。

2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現する。

3 地域に根ざした総合的な支援体制の強化

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動など）と保健、医療、教育、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備する。

4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組み

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する方々への対応に重きをおき、事業展開を通じて常に地域の福祉課題をとらえなおし、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に取り組む。

○組織経営方針

- ① 法令を遵守し、信頼される組織を目指す。
- ② 事業の展開にあたり、住民主体、住民参加を大切にする。
- ③ 常に改善意識を持ちながら質の高い福祉サービスを提供する。
- ④ 地域住民や福祉関係者等に対し、説明責任を果たす。
- ⑤ 自己研鑽に努め、時代の変化に迅速に対応する。

1 基本方針・重点目標

基本方針

私たちの普段の暮らしは、ようやくコロナ禍前に戻りつつある一方、長期にわたる感染対策の影響から、人と人とのつながりは希薄化し、物価高騰とも相まって、町民の暮らしに大きな影響を及ぼしております。

全国的には、社会的孤立、生活困窮に加え、闇バイトや高齢者を狙った詐欺の問題など新たな対応を要する諸課題も表面化している中で、人手不足、担い手不足により地域コミュニティ機能の維持が大きな課題として浮き彫りになっています。

これら社会情勢の中で、地域福祉を具体的に推進していくための中長期計画である「第三次飯豊町地域福祉計画・飯豊町地域福祉活動計画—2025～2029—」が6年度に策定され、本年度から新たに「共につながり生きていく 孤立をつくらない地域づくり」をスローガンに掲げ、より一層、地域福祉の取組みを強めていくこととなりました。

介護部門においては、黒字化を図るための「経営改善計画 2024」に基づいた新たな事業展開として「住宅型有料老人ホーム カメリア」がオープンします。高まる住まいニーズへの対策であると同時に、孤立や低所得、身寄りのない高齢者へのアプローチを通じ、柔軟かつきめ細かな住環境づくりを進めてまいります。

また、デイサービスのリニューアルは最終段階を迎え、6年度をもって認知症対応型サービスを廃止し、町民に限定しない形態への完全移行を進めることで1日あたりの受け入れ人数を引き上げ収益を上げる経営スタイルへの切り替えの年となります。

赤字体質からの脱却を目標とし、組織全体で事業経営の安定化を目指していきます。

本年は、本町が舞台となり社協活動に「住民主体の活動」が根付くきっかけとなった（通称）山形会議（1965年8月）から60年の節目を迎えますが、地域福祉の主人公は住民であることを意味する「住民主体」は、今でも私たち社協関係者の規範として語り継がれています。

町社協を取り巻く環境は、依然として厳しく、財政的にも課題は山積しておりますが、先人たちの功績に学び、未踏の分野へも果敢に挑戦していく組織であり続けるとともに、福祉の専門職としての自覚と誇りを胸に、町民一人ひとりの生活不安の解消、地域課題の解決のために日々努力し、真に町民から信頼される社協づくりに向けて更に邁進してまいります。

以上を基本方針とし、次の重点項目を推進します。

重点目標

- ① 第三次地域福祉活動計画の内容を住民及び福祉分野に関連する幅広い皆様の「協働」を呼びかけながら広く発信します。
- ② 住民や町、福祉関係者等と「連携」を図りながら、子どもの居場所づくりや成年後見制度における「法人後見」事業の立ち上げなどの取組みを推進していきます。
- ③ 介護部門全体において赤字決算から黒字転換します。
- ④ 介護現場の生産性の向上、働きやすい職場環境の醸成に努めます。

2 社会福祉法人の運営・管理

【社会福祉拠点】

(1) 法人本部（法人運営事業サービス区分）

所管：総合福祉管理室

項 目	内 容
1 法人運営会議	法人管理の円滑化を図るためにそれぞれ次のように計画します。 (1) 理事会 (9～11 名) 6 月、3 月、他 (2) 評議員会 (10～15 名) 6 月、3 月、他 (3) 監事による監査 (2 名) 5 月又は 6 月、11 月 (4) 正副会長会 (4 名) 必要に応じて開催 (5) 評議員選任解任委員会 (5 名) 必要に応じて開催
2 各委員会	会長が委嘱する地域福祉推進委員（部落長、地区長、自治会長等の 69 名）の方々を対象とした委員会の開催及び付属機関として次委員会を計画します。 (1) 地域福祉推進委員会 (年 1 回) (2) ほほえみカー運行委員会 (年 2 回) (3) 苦情解決委員会 (年 1 回) (4) ライフステージサポート委員会 (年 1 回)
3 社会福祉事業を推進するための自主財源の確保	地域福祉の推進を図るうえで重要な財源として、地域の皆様に住民会費の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者（団体）等から賛助会費をお願いしながら自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図ります。 【住民会費】（町内全世帯）一戸あたり 1,700 円（100 円×17 口） 【賛助会費】（評議員、理事、監事、町役場管理職会、交通安全協会等）
4 寄付文化の創造及び基金運営	一般篤志者の意思に基づいた基金運用を行い社会福祉事業へのより効果的な活用を図りながら、寄付文化の醸成に取り組みます。 【基金の種類】 ① 社会福祉基金（高齢者、障がい者、児童の福祉を高める活動等、生活困窮者支援活動、災害時の救済活動など） ② ボランティア活動振興基金（ボランティア活動の推進、福祉教育活動の推進、災害ボランティアの育成支援等） ③ 固定資産取得積立基金（地域福祉活動を展開するために必要な自動車や備品の購入） ④ 介護事業財政調整基金（法人が運営する福祉施設の維持管理、介護保険事業、障がい福祉サービス事業の推進） ⑤ 職員資格取得研修等支援基金（職員が職務上必要な資格取得に係る諸費用及び研修等の受講経費の一部助成）
5 介護事業における経営改善の取り組み	経営改善計画 2024 に基づき、令和 7 年度から介護拠点以外からの繰入金実質ゼロを実現するために以下の取り組みを推進します。 なお、「経営コンサルティング契約」については本年度をもって最終とする。 (1) 強みとなるサービスを立ち上げる。 ① 通常規模型通所介護への完全移行（事業種別を一本化） ② 住宅型有料老人ホーム事業の展開 (2) 良い人材を育てる。 ① 営業力、広報力に関する研修の強化 ② 新・人事考課制度の導入 ③ 職員の処遇改善の実施及び労働環境の整備 (3) その他 ① 職員の適正配置及び安定した人材の確保 ② 新しい営業戦略 ③ 事業ごとに達成度を図るための指標・目標値を KPI 化
6 在宅複合型老人福祉施設及び住宅型有料老人ホームの経営管理	福祉の里めざみでは“いくつになっても共に「笑顔」と「できる」を増やしましょう”をスローガンに掲げ、経営方針及び経営目標を次のように設定します。 【経営の基本方針】

	1 私たちは、「自立支援」を軸とした「誇り」を持てる介護を目指します。 2 私たちは、地域の実情やニーズを捉えた介護サービスの提供を行います。 3 私たちは、若手の介護人材の確保と育成に努めます。 4 私たちは、ヤングケアラーや老々介護などを把握し必要な支援をしています。 5 私たちは、誰もが安心して利用できるよう信頼性の高い事業経営に努めます。 【経営目標】 1 空きスペースの有効活用を図り、法人の強みとなるサービスを立ち上げる。 2 令和7年度から介護サービス部門を黒字に転換する。 【専門委員会】 ① サービス向上委員会 ②防災対策・安全点検委員会 ③ 研修委員会 ④衛生委員会 ⑤リスクマネジメント委員会 ⑥ 身体的拘束適正化委員会
--	---

3 社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業 【社会福祉拠点】

(1) 住民の福祉と地域福祉の推進に関する事業（法人運営事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室

項 目	内 容
1 心配ごと相談事業 （福祉総合相談窓口の設置） 【第2種社会福祉事業（生活困難者に対して生活に関する相談に応ずる事業）】	住民が抱える様々な心配ごとに対し、適切なアドバイスや専門機関への「つなぎ」を行うことで、問題解決を支援し安定した生活を支えるとともに、月1回の定例相談日以外でも様々な「困りごと」や「悩みごと」を解決していくために福祉総合相談窓口としての役割を担います。 【定例相談（一般相談）】 ①相談員：専門的知識、経験等を有する職員 ②日 程：月1回（午後1～3時） ③場 所：福祉の里めざみ相談室
2 生活福祉資金の貸付事業 （山形県社協一部事務委託）	県社協の受託事業として、低所得者、高齢者及び障がい者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上を図り、住み慣れた地域で安定した自立生活を送れるように支援します。 【業務内容】 ①貸付にかかる相談業務 ②資金の広報業務 ③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援 ④関係機関との連携、連絡調整 ⑤資金の貸付及び償還に関する指導 【資金種別】 (1) 総合支援資金（失業等、日常生活全般に困難を抱えており生計の立て直しのための資金） ①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費 (2) 福祉資金（日常生活を送る上で自立生活のために緊急かつ一時的に必要な経費） ①福祉費 ②緊急小口資金 (3) 教育支援資金（学校教育法に規定する高校、大学、専門学校就学及び入学に際し必要な経費） ①教育支援費 ②就学支度費 (4) 不動産担保型生活資金（高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保に生活資金を貸付） 【対象世帯】 ①資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。概ね住民税非課税程度。 【7年度の取り組み】 ①フォローアップ支援員を設置し特例貸付の借受世帯へ相談支援を継続的に実施します。
3 臨時特例つなぎ資金の貸付事業（山形県社協一部事務委託）	離職者を支援するための公的給付制度等を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした制度資金について山形県社会福祉協議会の委託を受けて事務を行います。 【業務内容】

	①貸付にかかる相談業務 ②資金の広報業務 ③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援 ④関係機関との連携、連絡調整 ⑤資金の貸付及び償還に関する指導												
4 福祉更生資金の貸付事業 【第1種社会福祉事業(生活困難者に対して無利子で資金を融通する事業)】	低所得世帯等が不測の事態により緊急的に援護を必要とする場合など、町民の経済的自立を促進するために独自事業として必要な資金の貸付けを行い、生活福祉資金貸付とあわせて困窮世帯の暮らしの安定化を図ります。 【制度内容】 ①資金原資： 1,440,034円 ②貸付限度額：6万円（無利子） ③償還期間： 貸付実行翌月から起算し12ヶ月以内 【対象世帯】 ①飯豊町内に居住を有し、独立の生計を営む者 ②現に生活困窮状態にあり他からの援助が得られない者 ③貸付金の償還が確実と認められる者 ④生活保護世帯については、福祉事務所長が特に必要と認めた者												
5 フードサポート事業 【地域における公益的な取組み】	生活困窮者等に対し、一時的に必要な食べ物を無償で提供する事業を実施することにより、生活困窮者等の自立を支援するとともに、お互いに助け合う福祉のまちづくりを推進します。 【対象世帯】 金銭的に困窮し、食べ物に困っている者等 【食品収集】 地元商店経営者、一般家庭に寄付の呼びかけ（フードドライブ） 【7年度の取り組み】 ①民生委員や関係機関の方々に事業をPRしながら、誰でも気兼ねなく利用できる仕組みづくりを推進する。 ②他のフードバンク団体と連携し、より安定した食品の確保を実現するほか、フードパントリーを通して生活困窮者等の相談支援につなげる。												
6 災害救済金交付事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居住し、火災、水害、天災等にあった世帯に対し災害救済金を支給し暮らしの立て直しを支援します。 <table><tr><th>種 別</th><th>被害状況</th><th>金 額</th></tr><tr><td>全焼、全壊又は流失</td><td>損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。</td><td>一世帯につき30,000円以内</td></tr><tr><td>半焼、半壊又は床上浸水</td><td>損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。</td><td>一世帯につき20,000円以内</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の損害で会長が必要と認めたもの。</td><td>一世帯につき10,000円以内</td></tr></table>	種 別	被害状況	金 額	全焼、全壊又は流失	損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。	一世帯につき30,000円以内	半焼、半壊又は床上浸水	損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。	一世帯につき20,000円以内	上記以外の損害で会長が必要と認めたもの。		一世帯につき10,000円以内
種 別	被害状況	金 額											
全焼、全壊又は流失	損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。	一世帯につき30,000円以内											
半焼、半壊又は床上浸水	損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。	一世帯につき20,000円以内											
上記以外の損害で会長が必要と認めたもの。		一世帯につき10,000円以内											
7 レクリエーション用具貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内における世代間交流や健康づくり活動を支援するために「レクリエーションツールライブラリー」により町内の企業や団体、グループに対し無料でレクリエーション用具の貸出しを行います。 【貸出期間】 1回につき原則5日以内（レク材 / 全23種）												
8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町民が病気やけがなどにより一時的に車椅子が必要となった場合に無料で貸出しを行います。 【貸出期間】 1回につき原則1ヶ月以内（自走式6台・介助式2台）												
9 中学校同級会支援事業	同級生同士が定期的に交流を重ねることで地域への愛着を持ち続け、地元への定住化や出会いの場づくりを進めるための取り組みとして、中学校卒業生に対し、成人式にあわせた「同級会開催予告状」の交付を行うほか、若者がまちづくりに参画するきっかけとしていくために町立中学校卒業生による同級会（対象者年齢40歳以下）の開催を事務的に支援します。												
10 福祉の仕事に関する助言と情報提供	福祉の仕事や介護分野へ就職を希望する方に対し、資格取得に必要な情報の提供を行い、福祉分野で活躍する人材の育成・質的向上を手助けします。												

11 住民の社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助(ボランティアセンター事業)	ボランティア活動や住民参加による福祉活動等、住民の福祉活動への参加を促進するにあたって、活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重され、その支援策が自己実現や社会参加への意欲につながるような援助に努めます。 【福祉活動の条件整備】 ①ボランティア養成研修及びボランティア保険の普及 ②ボランティアセンター機能充実 ③地域における福祉活動の推進体制の整備 ④社会福祉施設等の受入れ支援体制の整備 ⑤企業及び労働組合の社会貢献活動の推進 【7年度の取り組み】 ①ボランティア情報の発信等の充実により、マッチング及び団体運営支援の強化を図るとともに、多くの方が参加できる講座や体験の機会を増やします。 ②ほほえみカー添乗ボランティアを中心とした中高年の活動の場づくりや仕組みづくりを進めます。
12 ボランティア団体等への支援 新規①	町内で活動するボランティア団体等の活動支援及びボランティア精神の普及啓発活動等を行い、福祉の向上に資することを目的として次の通り助成を行います。 ①ボランティア団体等活動費助成 (助成金の額) 上限額 50,000 円 (1 団体) ②全社協を保険者とするボランティア活動保険の助成 (助成金の額) 保険料の 1/2 (1 人)
13 災害発生時のボランティア活動に関する事項	町内での災害発生時において関係機関等が相互に連携し、円滑にボランティアセンターの運営が実施できるように「飯豊町災害ボランティア支援ネットワーク」を機能させながら情報の収集伝達等の体制整備にあたります。 【災害ボランティア支援ネットワーク】 ①飯豊町、町社会福祉協議会、長井青年会議所及びその他各種団体による連絡会を開催(年1回以上) 【7年度の取り組み】 ①災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいた設置運営訓練を実施します。 ②被災地災害ボランティアセンターへの応援職員を派遣を調整します。 (災害時相互支援に関する協定) ③災害ボランティア等の被災者に対する支援活動を実施する住民への援助を行います。
14 青少年ボランティアの育成	福祉活動やボランティア活動を通して「支えあい、ともに生きる」ことの大切さと楽しさを肌で感じてもらい、福祉に関心を持ってもらうためのきっかけづくりを行います。 【7年度の取り組み】 ①近隣市町と連携しながら中高生を対象とした「ボランティア養成プログラム」等の企画を立案し試行的に実施します。 ②ブルーペイントプロジェクト(既存の障害者用駐車スペースの塗り直し)を通してバリアフリーへの意識向上とボランティアへの理解づくりを進めます。
15 次世代育成・福祉学習の推進	学校と地域が連携し、子どもたちの「福祉のこころ」を育むために体験や学習を支援し、世代間の交流を通して大人と子どもが共に学びあう福祉学習を推進します。 【7年度の取り組み】 ①学校での福祉学習の機会を増やしていくために、つながりの弱い学校へ重点的にアプローチを行います。
16 成年後見制度の普及及び「法人後見」事業の立ち上げ	国の基本計画を勘案して策定される町地域福祉計画・地域福祉活動計画を見据え、法人後見のあり方等の検討を行い、地域の実情に合った法人後見を

に関する事項	安定的に実施するための体制整備に取り組みます。 【7年度の取り組み】 ① 取組社協への視察・相談 ② 後見支援員の募集 ③ 実施規程・運営要領及び支援員設置要領整備ほか
17 いのちのバトン設置普及事業（飯豊町一部委託）	在宅で日常生活を送る単身世帯の医療情報や緊急連絡先等を記入した情報シートをバトン（筒）に入れ、自宅の冷蔵庫に常備することで、緊急搬送時や災害時の対応に備えていくため、28年度からの継続事業として民生委員や行政機関との連携を図りながら、いのちのバトンの普及拡大に取り組みます。 【設置対象者】単身高齢者、高齢者のみの世帯に属する者等
18 生活事故防止に向けた啓発活動	町民の暮らしの安全が確保されるよう警察署などの関係機関と連携し高齢者の消費者被害をはじめ、雪害事故や交通事故防止に向けた啓発を行います。 (1) 悪徳商法による詐欺被害防止のための啓発活動 (2) 高齢者の雪害事故防止対策について注意喚起 (3) 交通安全県民運動及び高齢者交通事故対策会議等への協力
19 おしどり金婚さん記念品贈呈事業	当年めでたく結婚50周年を迎えられた「おしどり金婚さん夫婦」に対し、記念品を贈呈し祝福します。
20 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	地域共生社会の実現に向けて、行政機関や関係機関との連携と協働のもと次の項目について推進します。 【主な項目】 ① 高齢者の仕事（就業）に関する新たな仕組みの検討 ② ペット問題に関する調査研究 ③ 生活困窮者又は通信困難者（携帯電話未所持者）に対する支援 ④ 高齢者を対象としスマートフォン普及のための取り組みの推進
21 子どもの居場所づくりに関する事項 新規	食事や学習などを通じて、子どもたちとその家族が多様な形で交流できる「子どもの居場所づくり」を町内に広げ、身近な地域において子どもたちの健やかな成長を育むことを目的とした事業への支援及びグループ等との協働による実施企画を行います。 【主な項目】 ① 子どもやその家族に食事を提供する事業を行う団体等に食材などを提供 ② 子どもの居場所（子ども食堂、学習の場）の立ち上げ支援 ③ 町内の子育てサロンなど地域における世代間の交流の推進 ④ 子どもの居場所づくりを実施している団体と支援・協力を希望するボランティア企業等とのコーディネート
22 無料職業紹介事業の実施に向けた準備に関する事項 新規	長期間仕事に就いていないなどの理由で就職活動をしてなかなか就労に結び付かない方の相談に応じ、生活困窮者自立支援制度や関係機関と連携しながら地域に密着した就労への後押しができるように支援するための無料職業紹介事業を開始するための準備を行います。 【主な項目】 ① 厚労省へ届け出・認可取得 ② 求人事業所（職場体験、就労トレーニングを通じ本格就労までのサポートしてくれる事業所等）の開拓 ③ 心身の状況等により一般就労が困難な方（生活困窮者・高齢者・障害者・ひきこもり、生活保護受給者等）へのアプローチ
23 第三次飯豊町地域福祉活動計画の推進 （社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整）	令和6年度において、地域福祉計画と一体的に策定した「第三次地域福祉活動計画（令和7～11年度）」について、住民、行政及び関係機関等が協力し「共につながり生きていく 孤立をつくらぬ地域づくり」の実現を目指すために次の項目を実践します。 【実施項目】 ① 活動計画の普及啓発及び進行管理 ② 実施計画を推進するための具体的な取り組み検討及び連絡調整等

(3) 福祉サービス利用援助事業（福祉サービス利用援助事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室

項 目	内 容
1 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託)【第2種社会福祉事業(福祉サービス利用援助事業)】	認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護し、必要なサービスを適切に利用して自立した地域生活を送れるよう援助するとともに、権利擁護分野のケースワークにおける中心的事業として、制度やサービスへの「つなぎ」及び成年後見制度を補完するという役割を果たしながら権利擁護ニーズを抱える方の課題解決に努めます。 【運営体制】 ①専門員：2名 ②生活支援員：2名 ③利用者：8名（見込） 【7年度の取り組み】 ①サービスを必要としている人へ迅速にサービスが開始されるように、初期対応を充実していきます。 ②日常生活自立支援事業による支援を行うとともに、成年後見制度機関等との連携を図ります。

(4) 共同募金配分金事業（共同募金配分金事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室

■配分区分1ー令和6年度共同募金を活用して実施計画する市町村福祉活動【地域配分】

項 目	内 容																
1 単身高齢者のための会食サービス事業 【老人福祉活動費】	概ね 75 歳以上の単身高齢者で要介護状態又は要支援状態にない方を対象に、孤独感の解消、生活課題の発見と解決、閉じこもり防止、更にはお互いの支え合いの関係を作る取り組みとして、地元民生委員児童委員の協力を得て会食を主として交流する事業を実施します。 【事業内容】 ①実施時期：各地区 1 ～ 2 回 <table><tr><th>地区名</th><th>時期（予定）</th><th>地区名</th><th>時期（予定）</th></tr><tr><td>中部地区</td><td>1 1 月</td><td>西部地区</td><td>5、1 0 月</td></tr><tr><td>白樺地区</td><td>6 月</td><td>中津川地区</td><td>1 0 月、2 月</td></tr><tr><td>東部地区</td><td>6 月</td><td></td><td></td></tr></table> ②実施場所：公民館又は飲食店など地区ごと自由に設定する 【7 年度の取り組み】 ①地区公民館単位での開催を継続し、民生委員児童委員と協力しながら会食以外のイベントを盛り込んだ事業を行います。	地区名	時期（予定）	地区名	時期（予定）	中部地区	1 1 月	西部地区	5、1 0 月	白樺地区	6 月	中津川地区	1 0 月、2 月	東部地区	6 月		
地区名	時期（予定）	地区名	時期（予定）														
中部地区	1 1 月	西部地区	5、1 0 月														
白樺地区	6 月	中津川地区	1 0 月、2 月														
東部地区	6 月																
2 ふれあいグラウンドゴルフ大会開催事業 【老人福祉活動費】	高齢者がグラウンドゴルフを通じ交流を図りながら、“地域福祉を支える赤い羽根共同募金”への更なる理解を広げ、この町の民間福祉活動をみんなで応援していく機運づくりを進めるための第 16 回目チャリティー大会を実施します。当事業は競技団体や老人クラブ連合会の協力を得ながら開催します。 【事業内容】 ①開催時期：10 月上旬 ②対象者：町内 65 歳以上の高齢者																
3 在宅介護者の集い開催事業 【老人福祉活動費】	介護者相互の交流等を通して情報交換を行いながら当事者同士が「仲間づくり」できる場を提供します。また、家庭での介護技術向上のために必要な援助を行うことで介護者の負担軽減に繋げるとともに在宅介護の実態把握に努めます。なお、当事業に関しては「家族介護支援事業」と連携を図りながら実施します。 【事業内容】①日帰り交流会：1 回 ②参加者：15 名（見込）																
4 子育てサロン活動育成支援事業 【児童・青少年福祉活動費】	子育て中の母親等が地域で孤立しないために、互いに交流の場づくりを行っている育児サークルキッズワールドの活動に対し各種支援を行います。 【支援内容】 ① 活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出 ④ 講師派遣調整 ⑤相談及び情報提供																

5 福祉の心推進事業 【児童・青少年福祉活動費】	小学生児童を対象に福祉の心の醸成を深め、高齢者の尊厳を大切に考えられる子供を育成していくため「第15回おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテスト」を企画し家族の絆づくりの強化を図ります。なお、当事業は町老人クラブ連合会や町教育委員会、学校と連携を図りながら実施します。 【事業内容】 ①募集時期 7月下旬～8月下旬（夏休期間） ②応募対象 町内の小学校に在学する児童
6 小地域見守り活動支援事業 【福祉育成援助活動費】	住民が抱える様々な「生活課題」を早期に発見し専門機関に橋渡しする「つなぎ役」としても期待される地域福祉推進委員の方々と連携を密に取り合い、共通課題の解決やノウハウの共有を図ります。 【地域福祉推進委員】 69名（各集落団体の長を委嘱） 【委員の役割】 ①社協の連絡事項を速やかに自治会等の住民に周知徹底します。 ②常に地域住民の保健福祉に欠ける状況を把握し、町社協と連携の上その活動を推進します。 ③町社協の福祉事業に協力し、住民の健康と生活を高める運動に努めます。
7 社協広報誌「しあわせ」発行事業 【福祉育成援助活動費】	法人情報の公表をはじめ、福祉に関する必要な情報が、必要な人に届くように、わかりやすい情報の発信に努めるため、工夫しながら編集にあたります。なお、地域福祉推進委員の協力を得ながら全戸配布を原則とします。 【発行回数】年2回（8月・2月） 【発行部数】各2,400部
8 地域共生型ふれあい・いきいきサロン活動育成支援事業 【福祉育成援助活動費】	住民同士のふれあい、支え合いの場だけでなく、介護予防、生きがいづくり、生活課題への気づき、更には小地域において「支え合いのかたちをつくる」ためのリーダー養成につながる取り組みとして「ふれあい・いきいきサロン」の一層の普及拡大を図り、サロン活動の企画運営を支えていきます。 【実施地域】 17集落（団体）※見込み 【支援内容】 ①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出 ④ふれあい・いきいきサロン運営担当者連絡会の開催（年1回）等 【7年度の取り組み】 ①地域活動としてサロン活動を継続していくことが難しくなっているサロンへの対応を行います。 ②サロンの立ち上げを希望する団体に必要な支援を行います。
9 みんなの居場所フリースペース「エール」の開放及び「エールカフェ」の開催	若者等のひきこもり、孤立、困窮、障がいなどの問題を抱える社会とのつながりが弱い住民と住民又は住民と社協等が「つながり続ける」ための参加支援事業を企画実施します。 【事業内容】 ①みんなの居場所「フリースペースエール」の開放 ②「エールカフェ」の定期開催（年4回）
10 町内の福祉関係団体が行う福祉活動への助成 （2次配分）	関係団体が抱える資金的な問題に対する相談及び情報発信等を行い、福祉活動が効果的に進められるよう共同募金を通じ、専門的な立場から支援していきます。 (1) 老人クラブが行う地域支え合い事業（飯豊町老人クラブ連合会） クラブ会員による単身世帯等への友愛活動について定着化を支援します。 (2) 身体障がい者機能回復訓練事業（飯豊町身体障がい者福祉協会） 会員を中心とした障がい者の機能回復訓練及び社会参加を進める活動を支援します。 (3) NPOが行う育児サポート事業（特定非営利活動法人ほっと） 一時的に子供を預かり、子育て家庭をサポートする活動を支援します。 (4) 福祉・介護人材の育成支援事業（飯豊町社会福祉法人連絡会） 福祉従事者を対象とした研修等を通じてレベルアップを支援します。

■配分区分2－令和6年度共同基金を活用して実施計画する地域福祉・在宅福祉事業【広域配分】

項 目	内 容
1 高齢男性のための新たな居場所開発事業 新規	「健康づくり・仲間づくり・生きがいくづくり」の3づくりに有効な「健康マージャン」を取り入れた居場所やイベントづくりを進めることで地域コミュニティの活性化、フレイル予防につなげていきます。また、連携機関と協働により一般のシニア男性に喜んでもらえるようなイベントを開催します。 【実施内容】 ①健康マージャンの普及 ②健康マージャンイベントの試行的実施（2～3 拠点） ③健康マージャン大会の開催（年1回） 【連携機関】 地域まちづくりセンター、老人クラブ、サロン、自主サークル等
2 支え合いの地域づくりと福祉教育実践事業 新規	地元の小中学生が「ふだんのくらし」のなかで関わるさまざまな人の多様な生き方に触れ、命の大切さや生きる力、思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心、自分も地域の一員であることの誇りを育むことを目的として、関係機関と連携しながら職員等の出前講座等の取り組みを実施します。 【実施内容】 ①ゲストティーチャーによる授業の展開 （認知症サポーター養成講座、防災食(備蓄)講座、助け合い講座等） ②学校の校歌を介護予防体操に活用するなど児童と高齢者の交流及び健康寿命についての学習機会の創出 【連携機関】 教育委員会、小中学校、地域まちづくりセンター等

■配分区分3－令和7年度歳末たすけあい基金を活用して実施計画する市町村福祉事業【地域配分】

項 目	内 容
1 経済的支援を必要とする世帯への商品券進呈事業	経済的に困窮している世帯に対し、町内の商店等で利用できる商品券を配布し、安心して生活を送るために必要な援助を行います。なお、一世帯につき、およそ 10,000 円分の商品券進呈を予定しており、対象者の把握や世帯訪問については、民生委員の協力を得て実施します。 【対象例】※生活保護受給世帯は本事業の対象としない。65 件（見込） ①要援護世帯（継続的に支援が必要な世帯） ②生活保護に準ずる世帯 ③火災や地震等で家屋が被災した世帯 ④民生委員が必要と認める世帯（一時的に支援が必要な世帯）
2 単身高齢者等を対象とした歳末見守り訪問事業	単身高齢者等が、安心して新年を迎えられるよう民生委員による見守り訪問を町内一斉に行い孤立状態の早期発見及び生活課題の把握に努めます。 【対象例】 概ね 70 歳以上の単身高齢者及び障がい者世帯で年末時期に在住している方（見守りを必要とされない方を除く） ※同居家族が入院または入所しているため実質、単身で生活している世帯を含む 120 件（見込）
3 要保護・準要保護認定児童激励支援事業	経済的な支援を必要とする子育て家庭に対し、民生委員による世帯訪問を通じて、必要な相談援助を行い福祉ニーズの把握に努めます。なお、1 児童につき 3,000 円分の図書カードの配布を民生委員の協力を得て実施します。 【対象例】要保護、準要保護認定児童 15 件（見込）
4 ボランティアによる単身高齢者への福祉年賀状作成事業	地域住民の参加による福祉活動の推進を図るため、地元の NPO メンバーに手作り年賀状の作成を依頼し、町内に居住する単身高齢者等に贈り、福祉教育の充実と住民の理解づくりを進めます。 【対象例】単身高齢者等及びケアハウス入所者 175 件（見込）
5 町内の障がい者施設が行う福祉活動への助成	町内の障がい者施設において年末時期に行われる交流事業に対して、配分助成を行い利用者の福祉向上と地域とのふれあいの確保に取り組みます。 【対象例】福祉事業所であゆむ、児童発達支援施設あゆむいいで

(5) 介護福祉移動支援事業（介護福祉移動支援事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室・自立支援介護室

項 目	内 容
1 介護福祉移動支援事業 （飯豊町委託） 運行日：月～金曜日 （祝日及び12月28日～1月4日除） 運行時間：7：30～17：30 【透析患者輸送】 原則的に月、水及び金曜日	地理的な要因から通所介護サービスを受けることができない方や人工透析療法を受けている方で単独乗車が難しいなど、ほほえみカーを使用した定期通院が出来ない方に対し、自宅から介護事業所又は医療機関までの送迎を行うことを目的とした移動支援業務を飯豊町から委託を受けて実施します。 【支援体制】 ①送迎員：3名（専従1・兼任2） ②オペレーター：1名 【事業内容】 ①腎臓機能障害により人工透析療法を受けるため、医療機関に定期的に通院することが必要な方。 ②地理的要因により通所介護サービス事業者の送迎を受けることができず、通所介護サービスの利用が困難な方。

(6) 福祉団体が行う活動への支援（事務局担当） 所管：総合福祉管理室

項 目	内 容
1 飯豊町民生委員児童委員協議会	民生委員法に基づき住民の生活状態の把握及び地域の身近な相談役としての役割を担う民生委員の援助活動を支え、月1回地区ごと開催する定例会への出席を通じ組織運営への支援及び団体事務を行います。
2 飯豊町老人クラブ連合会	老人福祉法を基本理念として、地域を基盤に自主的な社会活動及び自らの健康を高める活動を行う老人クラブに対し、レクリエーション大会の運営や関係機関との連絡調整などを中心とした支援を行います。
3 飯豊町身体障がい者福祉協会	身体障害者福祉法を基本理念として、会員相互の親睦を図り、障がい者の雇用促進等の活動を行う当事者組織の団体事務を担います。また、障がい者が利用できる制度の効果的な情報発信に努めます。
4 飯豊町社会福祉法人連絡会	社会福祉法人同士の連携を密に取り合い、地域における公益的な取り組みや地元の福祉課題の解決につなげていくための活動を会員法人全体で進めていきます。
5 飯豊町移送付添ボランティア連絡会	人工透析療法を受けるために公的な移動支援を受ける方及びほほえみカー利用者の中で付添いを必要とする方に対し乗降時のサポート及び付添いを行い、本人の移動支援と家族の負担軽減を図ります。
6 飯豊町戦没者慰霊祭実行委員会	遺族会が挙行する戦没者慰霊祭の事務の一切を担います。
7 山形県共同募金会飯豊町共同募金委員会	共同募金事業を行うことを目的として共同募金委員会に関する事業及び事務を上部団体の指導のもとに行います。
8 樺地区公共施設防災対策協議会	隣接する施設や関係機関と一体となった防災訓練などを行う協議会の事務局を担います。

4 介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業

【介護拠点】（介護サービス及び介護予防サービス、地域支援事業等）

(1) 高齢者介護予防事業（高齢者介護予防事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室・すこやか安心室

項 目	内 容
1 地域介護予防事業 （飯豊町委託） 愛 称：ゆうゆうクラブ 実施回数： 1地区につき月2回 実施地区：岩倉、白川、中部（上原・下屋地・宇津沢、小屋、川内戸） 拠点施設： 高齢者介護予防センター等	介護保険被保険者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止、加えて介護予防と閉じこもり防止を図るため、職員が出向き軽体操などを指導します。 また、生きがいづくりを支援するための活動を地元ボランティアの協力を得ながら高齢者介護予防センターを拠点として展開します。 【運営体制】 ①参加者：中津川地区高齢者 32名（見込） ②地元サポーター：6名 ③送迎ボランティア：10名 【事業内容】 ①生活機能の維持・向上を図るための活動 ②要支援・要介護状態を予防するための活動 ③高齢者本人の自己実現達成の支援 ④その他、介護予防に資する活動

	【7年度の取り組み】 ①介護予防施策の再認識を行い、介護予防に取り組みます。 ②介護予防施策の一環として認知症予防の取り組みを推進していきます。
2 らくらく筋トレ教室事業 (飯豊町委託)	地域の高齢者等が、できる限り介護保険制度における要介護状態又は要支援状態となることなく、その人らしい生活を継続していくことができるよう健康寿命を延ばすための総合支援と老化を防止する専門的なサポート及び指導を実施します。なお、当事業は飯豊町からの受託事業であるため地域包括支援センターとの連携を取り合いながら実施します。 【数値目標】 ①年間延べ利用者数 3,000 人 (前年対比 500 人増) ②新規登録者 30 人 (前年対比 10 人増) 【事業内容】 ①トレーニングマシン等を使用した筋力トレーニング及び有酸素運動の指導 【7年度の取り組み】 ①更なる介護予防の推進と元気な高齢者の育成に寄与していきます。 ②個別データ及びトレーニング結果の評価などサービスの向上を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業 (生活支援体制整備事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室

項 目	内 容
1 地域支え合い推進員配置事業 (飯豊町委託)	日常生活上の支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らすことの出来る地域づくりを目指し、「住民が主体」となった多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う地域支え合い推進員を配置し、地域包括ケアシステムの推進に町と一体的に取り組みます。 【業務内容】 ①生活支援・介護予防サービスの提供状況の把握および創出 ②地域資源・支援ニーズの把握 ③関係者間のネットワークの構築 ④日常生活支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ⑤飯豊町除雪体制づくりプロジェクト会議の運営に関する業務 【7年度の取り組み】 ①有償による除雪ボランティアの仕組みを町内全域に広めます。 ②小中学生が担い手になれる日常生活支援ボランティアを実施します。

(3) 居宅介護支援事業 (居宅介護支援事業サービス区分) 所管: 地域生活支援室

項 目	内 容
1 居宅介護支援事業 (介護保険指定居宅介護支援事業者)	要介護認定結果をもとに要介護者及び要支援者が必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や環境、本人・家族の要望などを勘案して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者と連絡調整などの支援を行います。 【数値目標】 1 月当たりの利用者数 (要介護) 84 人 (前年同数) 【サービス内容】 ①居宅サービス計画の作成 ②介護保険施設の紹介等 ③サービスの実施状況の継続的な把握、評価 【7年度目標】 ①事業経営の安定化を図るために、3名のケアマネで月平均120人(予防含)以上を確保する。 ②ヤングケアラー問題に関する研修の機会を作ります。 (対策) 健康福祉課との情報の共有、リアルタイムでの空き情報の共有 医療機関への営業等

2 介護予防ケアマネジメント 業務（第1号介護予防支援事業） （飯豊町地域包括支援センター委託）	居宅で生活する要支援者が、指定介護予防サービスの適切な利用が行われるように、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者と連絡調整などの支援業務を町地域包括支援センターから受託します。 【数値目標】 1月当たりの利用者数（要支援） 36人（前年同数）
3 家族介護支援事業 （飯豊町委託）	在宅において概ね65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する方も含む）を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担軽減並びに心身の回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。 【事業内容】 ①家族介護教室事業 （介護相談、介護方法並びに技術の習得、介護者の健康及び生きがいづくり）

【注釈①】上記事業1については、社会福祉法人審査要領により公益事業として位置付けられるものの社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行われるため、社会福祉事業と一体的と考える。

【注釈②】上記事業3については、地域支援事業の一環として行われる任意事業であることから介護保険に属する事業と解釈する。

（４）居宅介護等事業【ホームヘルプ】（訪問介護事業サービス区分）所管：地域生活支援室	
項 目	内 容
1 訪問介護事業 （介護保険指定居宅サービス事業者）	介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象として、介護福祉士やホームヘルパー等がご家庭を訪問して、身体介護（入浴・排泄・食事等）や生活援助（調理・洗濯・掃除等）、その他日常生活上のサービスを提供します。 【数値目標】 （1）訪問介護及び訪問型独自サービス ①年間延べ訪問数 3,444件（前年対比312件増） 【サービス内容】 （1）要介護1～5と判定された方 ①訪問介護（身体介護）入浴介助、排泄介助、食事介助、体位交換等 ②訪問介護（生活援助）掃除、洗濯、生活全般に関する相談、助言等 （2）要支援状態と判定された方 ① 訪問型独自サービス（現行相当） 日常生活援助等
2 第一号訪問事業・訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業 （飯豊町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定） 事業所名：訪問介護ステーション 福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業（老人福祉法に規定する居宅介護等事業）】 指定番号：0672700093 営業日：月～日曜日/7:00～21:00 （介護予防は8:00～17:00） ※12月29日～1月3日を除く 実施区域：飯豊町及び長井市	【7年度目標】 ①事業経営の安定化を図るために、訪問介護員一人あたりの活動収益4,000千円以上を確保する。 ②カスタマーハラスメント対策について事業所内で研修を取り入れます。 （対策）訪問介護サービスの質の均一化、介護に限らない利用者の生活課題を「つかみ」、課題解決に「つなぐ」
3 居宅介護（ホームヘルプ）事業 （障害者総合支援法指定サービス事業者） 事業所名：訪問介護ステーション 福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業（障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業）】 指定番号：0611660028 営業日：月～金曜日/7:00～21:00 ※12月29日～1月3日を除く 実施区域：飯豊町及び長井市	障害者総合支援法に基づき、身体、知的、精神障がい者及び障がい児が、障がいがあっても可能な限り自立して生活を営むことができるようにするためのサービスを介護保険の訪問介護と一体的に提供します。 【数値目標】 ①年間延べ訪問件数 1,039件（前年対比10件増） 【サービス内容】 ①居宅介護計画の作成 ②居宅介護（身体介護・家事援助）
4 訪問自費介護サービス事業	介護保険では適用されない付添い介助や家事援助など、利用者の困りごとや幅広いご要望にきめ細かに応えていくため、また、介護保険利用限度額を超える方へのフォローにつなげるために保険外自費サービスを提供します。 【数値目標】 ①年間延べ訪問件数 200件（前年対比86件増） 【利用対象者】

愛称：しあわせ自費介護サービス 営業日：月～金曜日/7:00～17:00 ※12月29日～1月3日を除く 実施区域：飯豊町 料金：30分～45分 1,800円 45分～60分 2,400円 (早朝・夜間は別途料金)	①本会介護サービスを利用されている高齢者 ②住宅型有料老人ホーム入居者 等 【サービス内容】 ①身体介護（入浴、服薬介助等） ②付添い介助（買い物、通院等） ③入退院支援 ④家事支援（片づけ、清掃）等
5 福祉有償運送サービス事業 登録台数： 11台（うち福祉車両4台） 認定ドライバー：10名 運送区域：飯豊町 運休日：原則的に土・日、祝日 及び12月29日～1月3日 提供時間：8:30～17:15	単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、適切な運送を確保するため、自家用有償旅客運送の登録によるドア、ツー、ドアの個別運送サービスを提供します。主に、認定講習を修了した訪問介護員が運転（病院と自宅の送迎）と必要な介助をセットで行うほか、児童発達支援センターに通所する児童の送迎を行います。 【数値目標】1月当たりの利用者数 11人（前年対比5人増） (内児童の数 5人) 【利用対象者】介助がなければタクシー等の利用が困難であると認められる方。 ①身体障がい者 ②精神障がい者 ③知的障がい者 ④要介護認定者 ⑤その他の障がいを有する者 【サービス内容】 ①医療機関への通院、入退院時の移送 ②施設等への通所、入退所時の移送
6 安心生きがい訪問事業 (飯豊町委託)	日常生活に不安がある単身高齢者等が、見守りや声掛け等の支援により社会生活を円滑に営むことができるよう定期的に生活管理指導員を派遣し健全で安らかな生活を営むために必要な便宜を供与する事業を町から委託を受けて提供します。 【数値目標】1月当たりの利用者数 30人（前年対比1人増） 【事業対象者】対象者：概ね 65 歳以上の高齢者で、介護保険等のサービス給付を受けていない方で、ご家族のサポートを得ることが難しい単身高齢者等 【サービス内容】 ①訪問による生活機能等チェック、生活全般の確認、生活上のアドバイス等（月2回） ②お元気コールの実施（月2回）

（５）－① 通所介護事業【デイサービス】（通所介護事業サービス区分） 所管：自立支援介護室

項 目	内 容																												
1 通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業者）及び第一号通所事業・通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業（飯豊町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定）	介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され居宅において介護を必要とする方を対象として、食事や入浴、機能回復訓練などを通じて介護度改善のための自立支援型のサービスを提供します。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能維持に加え利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供します。 【数値目標】営業日数（年）310 日（前年同数） ①1 日あたり平均利用者数 26.0 人※通所介護相当サービス利用者含 ②延べ利用者 8,060 人※通所介護相当サービス利用者含 【サービス内容】 ①送迎 ②健康状態の確認 ③入浴 ④食事 ⑤日常生活上の援助 ⑥機能訓練 ⑦生活相談 ⑧レクリエーション 等 【年間行事】 <table><tr><th>行事名</th><th>時期</th><th>行事名</th><th>時期</th></tr><tr><td>外出訓練（さくら）</td><td>4 月</td><td>外出訓練（紅葉狩）</td><td>10 月</td></tr><tr><td>外出訓練（つつじ）</td><td>5 月</td><td>年末感謝祭</td><td>12 月</td></tr><tr><td>ボランティア訪問</td><td>6 月</td><td>餅つき、団子下げ</td><td>1 月</td></tr><tr><td>外出訓練（ゆ り）</td><td>7 月</td><td>節分</td><td>2 月</td></tr><tr><td>避難訓練</td><td>8 月</td><td>ひな祭り</td><td>3 月</td></tr><tr><td>外出訓練（めざみ祭）</td><td>9 月</td><td></td><td></td></tr></table>	行事名	時期	行事名	時期	外出訓練（さくら）	4 月	外出訓練（紅葉狩）	10 月	外出訓練（つつじ）	5 月	年末感謝祭	12 月	ボランティア訪問	6 月	餅つき、団子下げ	1 月	外出訓練（ゆ り）	7 月	節分	2 月	避難訓練	8 月	ひな祭り	3 月	外出訓練（めざみ祭）	9 月		
行事名	時期	行事名	時期																										
外出訓練（さくら）	4 月	外出訓練（紅葉狩）	10 月																										
外出訓練（つつじ）	5 月	年末感謝祭	12 月																										
ボランティア訪問	6 月	餅つき、団子下げ	1 月																										
外出訓練（ゆ り）	7 月	節分	2 月																										
避難訓練	8 月	ひな祭り	3 月																										
外出訓練（めざみ祭）	9 月																												

事業所名：日帰り介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人デイサービス事業)】 指定番号:0672700499 定員：32名 ※令和7年4月引き上げ 営業日：月・火・水・木・金・土 (1月1～3日除) 提供時間：9:00～16:00 ※7～8時間 実施区域：飯豊町、長井市及び川西町	【7年度目標】 ①事業経営の安定化を図るために、自立支援サービスを新たな売りとしながら稼働率80%以上を確保する。 ②利用者の現状及び経営の実態を常に把握し、営業曜日及び実施区域の見直し等を進めていきます。 (対策) 新しい加算の取得、SNS等の活用情報発信と営業活動の強化
---	---

(5) -②通所型サービス・活動A事業(通所介護事業サービス区分) 所管:自立支援介護室

項 目	内 容
1 通所型サービス・活動A事業 (飯豊町委託) 事業所名：飯豊町社会福祉協議会 通所型サービスA事業所 【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人デイサービス事業)】 営業日：火曜日(予定) 提供時間：10:30～14:00 実施区域：飯豊町	要支援認定者など外出や交流の機会が必要な方及び地域の通いの場やサロン等に自力で参加できない方について利用者の心身機能の維持向上を図ることを目的として、レクリエーション、機能訓練等のサービスを提供します。 【数値目標】 ①実利用者数 1週あたり平均 13人(見込) 【利用対象者】 ①要支援1の認定を受けている方 ②生活機能の低下が認められた方 【サービス内容】 ①健康状態の確認 ②介護予防に関する体操・トレーニング ③食事 ④送迎 ⑤相互交流・レクリエーション 等 【7年度目標】 ①利用者の自立支援を意識した取り組みをさらに推進します。 ②利用者の状態の変化を捉え、他サービス(介護保険等)への適切なつなぎに関して地域包括支援センターと定期的な情報共有に努めます。

(5) -③日中一時支援事業(通所介護事業サービス区分) 所管: すこやか安心室

項 目	内 容
1 日中一時支援事業 (障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業の飯豊町委託)	障害者総合支援法に基づき、在宅における障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための地域生活支援サービス事業を町から受託します。 【サービス内容】 ①障がいのある方の家族等が就労等の理由で不在となるため、継続して見守り等の支援を行う日帰り型のサービス

5 公益を目的とする事業

【困窮者支援拠点】

(1) 生活困窮者自立支援事業【西置賜地域社協共同体】(自立相談支援事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室

項 目	内 容
1 自立相談支援事業(県委託) 【西置賜地域生活支援サブセンター】	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することがで

きなくなるおそれのある者）の経済的な自立促進を図るため、主として相談対応、自立支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。

【運営体制】

- ①相談支援員(兼)就労支援員 (2名)
- ②支援会議及び支援調整会議の開催(随時)

【支援内容】

- ①生活困窮者の相談に応じ、個々の状態にあった支援プランの作成。
- ②ハローワークと連携した就労相談。③公的制度、相談機関への紹介及び調整等。

【7年度の取り組み】

- ①生活困窮者に対する就労支援を進めるため、地域の雇用環境を把握しつつ、企業にアプローチし、一般就労、就労訓練事業、職場体験先を開拓して行きます。
- ②住まいに課題のある方からの相談を包括的に受け止める「住まいの総合相談窓口」の体制づくりを行います。

【有料老人ホーム支援拠点】

(2) 有料老人ホーム事業(有料老人ホーム事業サービス区分) 所管: すこやか安心室

項 目	内 容
1 住宅型有料老人ホームを経営する事業 新規 【住宅型有料老人ホームカメラ】	単身高齢者世帯の増加及び地域の住まいニーズへの対応を図るため、経営改善計画2024における「強みとなるサービスを立ち上げる」ことを目的とした有料老人ホーム事業を新たに開設します。 【事業開始日】令和7年4月1日 【運営方針】 ①入居者様それぞれの生活を尊重しながら、食事等の生活援助を提供し安心して過ごしていただくサービスを提供します。 ②入居者様の低所得や判断能力の低下等にも配慮した福祉的な支援も取り入れながら、高齢者の住まいの確保に努めます。 ③介護が必要な入居者様には外部の介護保険サービスを提供し、自立した暮らしが営めるように支援します。 【建物概要】事業部分 799.46㎡※準耐火建築物(構造:鉄骨造) 【居室状況】個室 20室(13.5㎡) 【入居対象】自立している者、要支援及び軽度の要介護状態の者 【7年度の取り組み】 ①満室に向けて組織全体で営業活動を展開し、上半期時点で10名以上の入居契約を目標とします。 ②入居者の日常に楽しみや元気をつくるための取り組みやイベント企画を取り入れます。

6 収益を目的とする事業

【デマンド交通拠点】

(1) 地域の公共交通に関する事業(デマンド交通事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室

項 目	内 容
1 デマンド交通事業 「ほほえみカー」の運行 (飯豊町補助)	交通弱者と言われる方の暮らしの足を支え、高齢者や障がい者等にとって定期的な通いの場等への送迎手段としての役割を担う「ほほえみカー」の運行について、福祉に重点を置いた運送サービスの実現を図ります。 【基本姿勢】 1日あたり平均利用者数 34人(前年同数) 【業務内容】 ①運行业務:一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得た事業者には運行业務を委託(車両4台) ②予約受付:予約センター内にオペレーターを配置(午前2名/午後1名) ③ほほえみカー運行委員会の開催(年2回開催) ④当該事業の利用拡大のための周知及び広報(ほほえみカー通信の定期発行)
車両台数:ジャンボ車両 2台 小型タクシー 2台 運休日:土・日・祝日及び8月13日～16日、12月29日～1月5日 ※年間運行日数:238日	

	【7年度の取り組み】 ①高齢者等運転免許証の自主返納者に対する支援施策と強く連携し、新たな利用者層を獲得します。 ②単独乗車に不安のある利用者をサポートするための対策として、ボランティアによる添乗員付き運行を年間を通して行います。 ③ほほえみカーの利用促進を図るため「乗車体験ツアー」の企画及び「出前説明会・乗り方教室」を開催します。 ④聴力の低下等により予約がスムーズに行うことができない利用者を支えるため、家族や隣人等との連絡体制を築きながら、利用し続けられる対応を検討します。
--	--

7 その他

(1) 関係機関との連携		所管：総合福祉管理室
項 目	内 容	
1 西置賜地方福祉連絡会議 (当番幹事：飯豊町)	西置賜管内の社会福祉協議会が共同で研究活動及び共通した課題の解決に向けた情報交換を深めるために次の会議及び研修事業を行います。 ①会長会議（11月） ②事務局長会議（4月・11月） ③担当者会議（4月・2月） ④職員研究協議会（8月）	
2 置賜地方社会福祉協議会 連絡会	置賜3市5町の社会福祉協議会共同事業として次の事業を行います。 ①担当者会議（担当：米沢市社協）②社協役員研修会（担当：長井市社協） ③職員研修会（担当：小国町社協）④ボランティアの輪連絡会議（担当：高畠町社協） ⑤老人クラブ連合会連絡協議会（担当：飯豊町社協）	
3 長井地区被害者支援連絡 会（長井警察署）	犯罪、事故等の被害者及び家族（遺族）に対し関係機関が相互に連携し、専門分野での支援を行うための連絡会活動に参加協力します。	
4 長井地区安全運転管理者 連絡協議会（長井警察署）	一定台数以上の自動車を使用する事業者として、職員の交通安全意識高揚を図ると共に、協議会事業に全面的に協力します。	
5 飯豊町介護保険運営協議 会への参加（健康福祉課）	介護保険事業計画の進行管理を行い、計画進捗及び点検評価について協議し、制度の健全な発展を支えるための協議会に職員を派遣します。	
6 飯豊町地域包括支援セン ター運営協議会（健康福祉課）	住民の心身の健康の保持及び保健福祉の推進を包括的に支援する役割を担う機関の円滑な運営を行うための協議会に職員を派遣します。	
7 全国介護事業者連盟への 加盟	介護現場の現状を政策提言及び事業環境の改善活動に生かし、持続可能な介護保険制度の確立を目指していくための組織に加盟します。	
8 飯豊町障害者自立支援協 議会（健康福祉課）	地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を協議し、障がい者福祉のより一層の推進を図るための協議会に職員を派遣します。	
9 飯豊町要保護児童対策地 域協議会（健康福祉課）	要保護児童の早期発見や適切な保護と要保護児童及びその家族への適切な支援を図るための諸会議に構成団体として参加します。	
10 飯豊町地域公共交通会 議（住民課）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項等について審議する諮問会議に職員を派遣します。	
11 置賜地域生活保護受給 者等就労自立促進事業協 議会（公共職業安定所）	住宅・生活に困窮する離職者に対する支援を拡充するため、置賜管内における福祉部門及び雇用部門の連携・協力を図り、具体的な協議調整を行う協議会に構成員として参画します。	
12 飯豊町生活支援介護予 サービス推進協議会（健康福祉課）	地域包括ケアシステムの実現と生活支援及び介護予防サービスの体制整備に向け、情報共有及び連携強化を図るための協議会へ参画します。	
13 飯豊町消費者安全確保 地域協議会（住民課）	高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携して見守り活動を行う協議会に構成団体として参加します。	
14 地域ケア会議（飯豊町地 域包括支援センター）	地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のために課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議へ参画します。	
15 グループホームひめさゆり荘 2号館運営推進会議（いいで福祉会）	隣接するグループホーム等が、地域に開かれたサービスを提供するために推進設置する会議に職員を派遣します。	
16 いいで未来サポート隊	未婚化と晩婚化に歯止めをかけ、併せて若者を取り巻く環境の改善を図り人	

(企画課)	口減少対策及び雇用対策を行うプロジェクトに構成団体として参画します。
17 長井青年会議所（地元JC）との連携強化	本会の若手が会員として加入することにより、職員の資質向上を図るとともに、組織連携を通じ互いに支え合い、共に成長する社会づくりを推進します。
18 飯豊町商工会との連携強化	町商工会への加盟を通じ、利用料等が商工会共通商品券でも取り扱いできるよう町民が暮らしやすいまちづくりを推進します。
19 NPO及び企業、団体との協働	子育てや障がい者との関わりをもつNPOとの連携を図り、地域福祉活動の推進及び民間の力を福祉に活かす仕組みづくりを検討します。
20 首長との情報交換会の開催	地域における福祉課題及び法人が抱える課題等について首長との情報交換を実施し、行政施策との連携強化を図ります。（年1回/9月頃開催予定）
21 その他	行政・関係団体が主催する社会福祉を目的とした事業への後援・協賛及び諸会議への職員派遣等の協力を行います。

（２）共同募金及び歳末たすけあい運動への協力（第１種社会福祉事業） 所管：総合福祉管理室

項 目	内 容
1 赤い羽根共同募金運動 【推進団体】 部落長会・町内学校・事業主、ボランティア団体等	共同募金を財源とする事業のPRを強化し、部落組織・企業並びに関係団体、ボランティアと連携を取り合い積極的な募金運動を展開します。 【実施内容】 ①実施時期：10月1日～12月末日 ②募金目安：戸別募金 一戸あたり700円 法人募金 1,000円～10,000円（概ね4段階） ③その他 職域募金、街頭募金、イベント募金を通じ目標額達成を目指します。
2 歳末たすけあい運動 【推進団体】 部落長会・民生委員児童委員協議会	部落組織・民生委員児童委員協議会及び関係機関団体の協力により募金運動の実施を図ります。 【実施内容】 ①実施時期：11月中旬～12月上旬 ②募金目安：戸別募金 一戸あたり500円

【注釈】共同募金は、都道府県を単位として行われる寄付金募集であり、本県では「山形県共同募金会」が実施主体となっている。本町における募金活動は「飯豊町共同募金委員会」が執行しており本会は、その事務局という位置づけとなるため「募金事業への協力」と表示する。

（３）その他 所管：総合福祉管理室

項 目	内 容								
1 総務に関する事項	(1)各種規則等の制定及び改廃 (2)各種法令・制度改正に伴う対応及び諸準備 (3)昇給考課、賞与考課の実施 (4)消費税及び法人税の申告及び納付、課税事業者に関する事務 (5)事故防止に向けた取り組みとして労働安全衛生マネジメントシステムの推進 (6)視察団体の受入れ及び関係機関が行う調査、各種行事へ参加協力								
2 働きやすい労働環境の整備	すべての職員が生き生きとやりがいを持って働き続けられる労働環境の構築及びワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりに積極的に取り組みます。 (1)年次有給休暇の年間5日取得義務化への対応（年休管理台帳作成） (2)長時間労働抑制のための労務管理の徹底 (3)労働安全衛生活動の推進（ストレスチェックの実施等） (4)ハラスメント防止のための雇用管理上の措置及び研修会の実施 (5)働きながら子育てを行う女性職員のキャリア形成に関する検討								
3 研修による人材育成	本会「人材育成の基本方針」に基づきサービスの質の向上を図るために必要な研究を行い、効果的なチームプレーが展開できる組織づくりを推進します。 (1)評議員及び役員を対象とした研修（年1回以上） (2)事業主が実施する研修並びに教育 <table border="1"> <tr> <th>対象者</th><th>回 数</th></tr> <tr> <td>新採職員</td><td>採用後1回</td></tr> <tr> <td>主査以上</td><td>年2回以上（うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練）</td></tr> <tr> <td>全 職 員</td><td>年1回以上</td></tr> </table>	対象者	回 数	新採職員	採用後1回	主査以上	年2回以上（うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練）	全 職 員	年1回以上
対象者	回 数								
新採職員	採用後1回								
主査以上	年2回以上（うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練）								
全 職 員	年1回以上								

	管 理 職 年 1 回以上
	(3) 職員のスキルアップとキャリアパスを支援するための研修（研修委員会主導） (4) 若手介護人材の外部施設への研修派遣（介護老人保健施設美の里ヘルパー1名）
4 介護人材の確保促進	職員モチベーション及び能力の向上と介護人材の定着化を図るための取り組みを強化します。 (1) 福祉・介護人材の非正規から正規雇用へ転換していくための制度の運用及び活用 (2) 必要な知識・技術を習得するための訓練等の実施 (3) 外国人介護人材の受け入れに関する検討 (4) 介護職員の処遇改善の実施（各種加算の活用）
5 ホームページ・SNS を活用した情報発信の強化	地域住民等が、迅速に福祉に関する情報を入手でき、手軽に社協事業や地域活動とつながることができるよう、情報発信ツールを積極的に活用します。 (1) 公式 WEB サイト（ホームページ）の定期更新 (2) 公式 LINE（ライン）及び facebook（フェイスブック）ページの活用 【7 年度の取り組み】 ① 多くの情報を収集・整理し、発信していくために広報委員会を軸に組織横断的な体制づくりを進めます。
6 福祉サービスに関する苦情対応	介護サービス等の利用者からの苦情に対し適切な解決に努めるとともに必要に応じた改善及び職員の資質の向上につなげていくために苦情解決委員会を設置し、社会福祉事業の適正な運営を確保します。 【苦情解決体制】 ① 苦情解決責任者（事務局長） ② 苦情受付担当者（施設長等） ③ 第三者委員（3 名委嘱）
7 交通事故の防止	法人内の職員の多くが業務用車両の運転者として、利用者の送迎や訪問業務に就いているため、交通事故防止の推進及び法人車両の維持管理の適正化を図るべく次の体制を整備し、交通安全の推進を図ります。 【運行管理体制】 ① 車両管理責任者・安全運転管理者（事務局長） ② 整備管理者（事務局次長） ③ 運行管理者（各室長） 【実施内容】 ① 車両点検の徹底及び運転前後のアルコールチェックの実施 ② 交通安全のための研修又は啓発活動の実施
8 危機管理体制の強化 新規	地震・豪雨などの自然災害や新型コロナウイルス等の感染症に対応するための現在策定済みの事業継続計画（BCP）について、様々な課題に対応できるように見直しを行います。
9 上記区分に属さない又は共通する項目事項	(1) 社会福祉の分野において功労のあった奉仕者等への表彰 (2) 行政や関係団体への意見具申 (3) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (4) 社会福祉充実計画に関すること (5) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【参 考】事業区分／拠点区分／サービス区分の設定

本会の実施する事業は、社会福祉法人会計基準省令（厚生労働省）に基づき3つの事業区分に分けられ、うち社会福祉事業区分と公益事業区分は2つの拠点区分に分類されます。

事業区分	拠点区分	サービス区分	主な事業項目
社会福祉事業	社会福祉拠点	法人運営事業	法人運営／心配ごと相談事業／ボランティア活動振興／その他、地域福祉の推進に関する事業
		共同募金配分金事業	サロン活動育成支援事業／会食サービス事業／しあわせ発行／2次配分事業／歳末たすけあい配分事業等
		福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業における一部業務（受託）
		福祉更生資金貸付事業	福祉更生資金貸付事業
		基金運営事業	社会福祉基金／介護事業財政調整基金等の管理
		介護福祉移動支援事業	介護福祉移動支援事業（受託）
	介護拠点	高齢者介護予防事業	地域介護予防事業（受託）／らくらく筋トレ教室事業（受託）
		居宅介護支援事業	介護保険指定居宅介護支援事業／介護予防ケアマネジメント業務（受託）／家族介護支援事業（受託）
		訪問介護事業	介護保険指定訪問介護事業／町総合事業指定訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業／安心生きがい訪問事業（受託）／自立支援指定居宅介護・重度訪問介護事業／保険外訪問介護事業／福祉有償運送サービス事業
		通所介護事業	介護保険指定通所介護事業／町総合事業指定通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業／町総合事業通所型サービスA事業（受託）／介護保険指定認知症対応型通所介護事業／介護保険指定認知症対応型介護予防通所介護事業／日中一時支援事業（受託）
		生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員配置事業（受託）
公益事業	困窮者支援拠点	自立相談支援事業	自立相談支援事業（受託）
	有料老人ホーム拠点	有料老人ホーム事業	住宅型有料老人ホーム事業
収益事業	デマンド交通拠点	デマンド交通事業	デマンド交通事業

【注釈】社会福祉事業は、①法人運営事業、②社会福祉法第2条に列举された事業、③介護保険事業等の用に供する施設の経営に付随して行っている事業等が含まれる。生活困窮者自立支援事業及びデマンド交通事業は、社会福祉法に規定される公益事業及び収益事業となるため社会福祉事業に関する会計から区分した経理とする。なお、社会福祉事業区分における拠点区分を場所別区分と考えた場合、拠点区分は1となるものの、事業運営の実態に照らして、一体的に運営されている事業を集約することが望ましいため、介護事業に限った経営状況を把握できるように設定している。サービス区分は拠点区分をさらに細分化したもので、定款に記載した事業ごとに設けるものとされるが、それ以外にも税務申告や会計処理上「区分経理」することが望ましい事業等は単独で会計する。